別記（審査分会録様式）を次のように改める。

（審査分会録様式）

平成何年何月何日
執　　行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1	審査分会場開設場所	都（何道府県）　　庁　　（何の場所）				
2	審査分会立会人	党　　派	氏　　名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
	⑴ あらかじめ選任された者					
	⑵ 臨時に選任された者					
3	審査分会開閉時刻	平成何年何月何日 午前（後）何時何分開会		平成何年何月何日 午前（後）何時何分閉会		
4	審査の結果					

⑴ 投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率
		総　　数	国民審査法第22条第２項又は同法施行令第９条第２項の規定の適用を受けたもの		
					%

⑵ 罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏　　名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数

5	選挙人名簿に登録されている者の総数	何人	
6	審査分会事務従事者	総数　何人　内	1　都道府県選挙管理委員会書記　何人 2　都道府県の職員　何人 3　その他の者　何人

平成何年何月何日調製

審査分会長（職）　　氏　　名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人　　氏　　名
審査分会立会人　　氏　　名
審査分会立会人　　氏　　名

備考　この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

附　則

１　この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

２　この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。